

## (記入事項及び必要書類)

記入事項、必要書類は申請内容により異なります。

療養費支給申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添えて提出してください。

	必要書類
医療費を自費で支払った場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>療養費支給申請書</li> <li>診療報酬明細書又は診療明細書 ※ない場合は、当健康保険組合指定の用紙「診療明細書」に証明が必要です。</li> <li>領収書 (原本)</li> </ul>
国民健康保険など他の保険者の被保険者証を使用したため、医療費の返還を行った場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>療養費支給申請書</li> <li>医療費を返還した保険者から交付を受けた診療報酬明細書</li> <li>領収書 (原本) ※医療費を返還した保険者から交付された領収書</li> </ul>
生血液を輸血した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>療養費支給申請書</li> <li>輸血証明書 (原本) ※輸血回数の記載が必須</li> <li>領収書 (原本) ※血液・移送にかかった費用の内訳が必須</li> </ul>
臍帯血を搬送した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>療養費支給申請書</li> <li>領収書 (原本) ※搬送に要した費用に関するもの</li> <li>以下の事項を記載した医師または歯科医師の意見書の原本 (傷病名、搬送理由、搬送先・区間〈詳細な経路〉・期間・回数)</li> </ul>
治療用装具を購入、装着した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>療養費支給申請書</li> <li>領収書 (原本) ※装具の名称、種類およびその費用の記載が必須</li> <li>医師が記入・証明した「治療用装具作成指示装着証明書」(原本)</li> </ul>
弾性着衣等を購入、装着した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>療養費支給申請書</li> <li>領収書 (原本) ※弾性着衣等の名称、種類および単価・購入枚数の内訳が必須</li> <li>医師が記入・証明した「弾性着衣等装着指示書」(原本)</li> </ul>
小児弱視等の治療用眼鏡やコンタクトレンズを購入した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>療養費支給申請書</li> <li>領収書 (原本) ※あて名、購入品の但し書の記載が必須</li> <li>医師が記入・証明した「治療用眼鏡等作成指示書」(写)</li> </ul>
海外で療養を受けた場合 ※海外に在学中または旅行中にやむを得ず治療を受けたとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>療養費支給申請書</li> <li>様式 A 「診療内容明細書」及び様式 B 「領収明細書」 (歯科の場合は様式 C 「歯科診療内容明細書 (領収明細書)」を使用)</li> <li>様式 A 及び様式 B (歯科の場合は様式 C) の日本語翻訳</li> <li>領収書 (原本)</li> <li>調査に関する同意書</li> </ul>

## (注意事項)

- 療養費支給申請書は、当健康保険組合指定の用紙に記入の上、提出してください。
- 傷病がケガの場合、別途「負傷届」の提出が必要となります。
- 振込先は被保険者本人の口座を記入してください。  
  - ※マイナンバーとともに国に登録している公金受取口座を振込先にする場合は☑を付けてください。
  - ※マイナポータル等で口座情報を登録・変更した場合、情報が反映されるまでに数日を要します。
- 受診者ごと、受診月ごと、病院ごと (入院・外来は分ける)、薬局ごとに申請してください。
- 急病で保険医に自費でかかったときでも、診療月内 (あるいは数日後) に医療機関の窓口にマイナ保険証又は資格確認書を提示すれば保険診療として扱われる場合がありますので、お早めに医療機関窓口へご確認ください。
- 支給決定後に送付している「保険給付金支給決定通知書」は再交付していませんので、大切に保管してください。